

保 健 案 内



日本脳炎予防接種（第1期）の一部接種が始まります

平成17年5月から、日本脳炎の予防接種は差し控えていましたが、国より、ワクチンの安全性や供給実績などから「積極的な勧奨を一部、再開する」との通知がありました。

これにより、接種を開始します。

対 象 平成19年4月1日～平成20年3月31日生まれのお子さん
 ※対象年齢（3歳）になる2週間前ごろに個人通知します。

そ の 他 ・対象者以外のお子さんで、日本脳炎の流行地域（東南アジア諸国など）へ渡航するなどの理由により、接種を希望する場合は、保健センターまでご連絡ください。
 ・第2期および接種の機会を逃したお子さんについては、現在国で検討中です。詳細が決まり次第、市報および市ホームページでお知らせします。

はちまるにいます

8020よい歯のコンクール

歯は、食べることを通じて健康づくりに重要な役割を果たすとともに、生活全般を楽しむためにとても大切なものです。

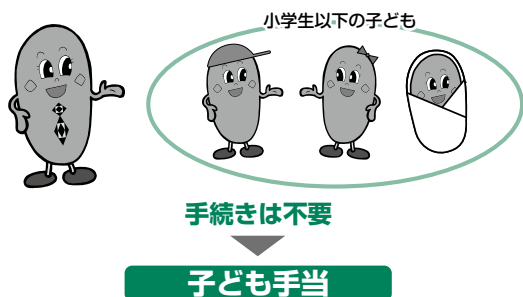
長年にわたり健康な歯を維持している方を対象に「8020よい歯のコンクール」を開催します。

日 時 7月1日（木）午前9時～正午
場 所 保健センター
対 象 ①4月1日現在で80歳以上の方
 ②自分の歯が20本以上（治療済みの歯も含む）ある方で健康な方
 ③今までに当コンクールで表彰されていない方
主 催 北埼玉郡市歯科医師会
協 力 行田市
申し込み 6月25日（金）までに保健センター

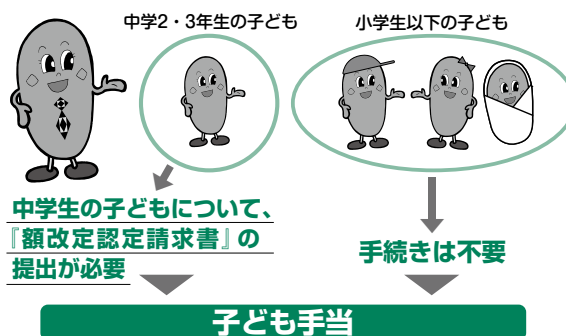
子ども手当の申請はお早めに

子ども手当の申請は9月30日までをお願いします。
 9月30日を過ぎると、満額の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

《3月31日現在、児童手当を受給されている方》

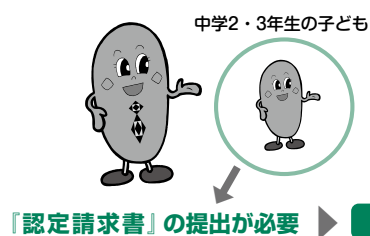


※4月に中学生になった子ども（3月まで児童手当の対象だった子ども）についても手続きは不要です。



※9月30日までに『額改定認定請求書』を提出してください。

《3月31日現在、児童手当を受給されていない方》



* 児童手当を所得オーバーで、
 受給できなかった方
 * 児童手当を請求していない方

『認定請求書』の提出が必要

子ども手当

《子どもが生まれた方》

子どもが生まれたときは、『認定請求書』（すでに子ども手当を受給している兄弟がいる場合は『額改定認定請求書』）の提出が必要です。

原則として請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

※この場合、申請猶予期間（9月30日まで）の対象ではありませんので、早めの申請をお願いします。

▶ 問い合わせ 子育て支援課子育て支援担当（内線262）